

# 阪南大学後援会給付奨学金規程

制 定 平成25年4月1日

## (目的)

第1条 阪南大学に在学し後援会費を納付した学部学生で、学業等において特に優秀な成果を修めた者、及び文化体育クラブ活動等において特に優秀な成績を修めた者で、かつ人物優秀な者に対して奨学金を給付する。

2 前項の奨学金を給付された者を、阪南大学後援会給付奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

## (資金)

第2条 奨学金制度の資金として、次の各号をもって充てる。

- (1) 後援会の資金
- (2) その他

## (種類)

第3条 給付奨学金は、学部成績優秀者奨学金及びクラブ奨学金の2種類とする。

## (学部成績優秀者奨学金)

第4条 学部成績優秀奨学金は、各学部において特に優秀な成績をあげた者で、かつ人物優秀な者に対し給付するもので、年額40万円とし、前期と後期2回に分けて交付する。

2 給付期間は、原則として1年とし、継続して申請することができる。

## (クラブ奨学金)

第5条 クラブ奨学金は、各クラブ部長において選考された文化体育クラブ活動等において特に優秀な成績を修めた者で、かつ人物優秀な者に対し給付するもので、年額20万円とし、前期と後期2回に分けて交付する。

2 給付期間は、原則として1年とし、継続して申請することができる。

## (給付人員及び対象)

第6条 給付奨学金の給付人員及び対象については、別に定める。

## (併給禁止)

第7条 学部成績優秀者奨学金とクラブ奨学金を同時に受けることはできない。

2 奨学生は、原則として他の給付奨学金をあわせて受けることはできない。

(申請)

第8条 奨学生として採用を希望する者は、別に定める所定の願書を後援会長に提出しなければならない。

(選考)

第9条 奨学生の採用は、前条により申請のあった学生について学生委員会（以下「委員会」という。）において選考し、後援会幹事会（以下「幹事会」という。）、後援会運営委員会（以下「運営委員会」という。）において承認の上、後援会長が決定する。

(異動)

第10条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに届け出なければならない。

- (1) 本人及び連帯保証人の氏名、住所その他の重要事項の変更
- (2) 連帯保証人の変更
- (3) 休学、退学等本人の学籍事項の変更
- (4) その他、重要な事項が生じた時

(打切および返還)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、後援会長は委員会の議を経て、奨学金の給付を原則として打ち切り、その返還を求めることができる。

- (1) 停学又は退学処分を受けたとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) その他奨学生として適当でないと認められる事態が生じたとき。

(休止及び停止)

第12条 奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により、指導上必要であると認めるときは、後援会長は委員会の議を経て、奨学金の交付を停止することがある。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、幹事会、運営委員会の議を経て後援会長が行う。

(事務)

第14条 奨学生に関する事務は、後援会事務局において行う。

(細則)

第 15 条 この規程に必要な細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。